ロ　エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムの製造に使用するＰＦＯＳ又はその塩を輸入しようとする者は、当該輸入に係るＰＦＯＳ又はその塩がエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムの製造に使用するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

ハ　ＰＦＯＳ又はその塩が使用されているエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルム（８の⑿の手続により輸入される貨物を除く。）を輸入しようとする者は、当該輸入に係るエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムにＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

三の８中「⑴から⑿までに掲げる貨物」を「⑴から⑿までの貨物」に、「⑴から⑿までに掲げる書類」を「⑴から⑿までに定める書類」に改める。

三の８の⑿中「及び同条第二項」を「、同条第二項」に、「については、同法第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する許可を受けたことを証する書類若しくは薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）」を「及び同条第四項に規定する医療機器（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Ａ又は附属書Ｂに掲げる化学物質が使用されているものに限る。）については、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）」に改め、「届書」の下に「（変更の届出を行った場合にあっては、同令第九十四条第三項又は第九十五条第三項の規定による届書を含む。）」を加える。

○経済産業省告示第五十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月十五日　経済産業大臣　直嶋　正行

本則中「別表第四条第二項及び別表第七の六の項」を「第四条第二項」に改め、本則に次の十二号を加える。

十　ペルフルオロ（オクタン－一－スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）又はその塩
十一　ペルフルオロ（オクタン－一－スルホニル）＝フルオリド（別名ＰＦＯＳＦ）
十二　ペンタクロロベンゼン
十三　ｒ－一・ｃ－二・ｔ－三・ｃ－四・ｔ－五・ｔ－六－ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン）
十四　ｒ－一・ｔ－二・ｃ－三・ｔ－四・ｃ－五・ｔ－六－ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベータ－ヘキサクロロシクロヘキサン）
十五　ｒ－一・ｃ－二・ｔ－三・ｃ－四・ｃ－五・ｔ－六－ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ－ヘキサクロロシクロヘキサン）
十六　デカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇$^{二・六}$・〇$^{三・九}$・〇$^{四・八}$］デカン－五－オン（別名クロルデコン）
十七　ヘキサブロモビフェニル
十八　テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）
十九　ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）
二十　ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）
二十一　ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）

○経済産業省告示第五十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十五条第三項において準用する第二十三条の規定により、登録養成機関から平成二十二年三月一日付けをもって名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同規則第三十五条第三項において準用する第三十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月十五日　経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	（変更前）	（変更後）
第三号	公益財団法人　日本生産性本部	財団法人　日本生産性本部

○特許庁告示第二号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十五日　特許庁長官　細野　哲弘

第二号中「二十二万九千円」を「二十二万五千二百円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百八十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）
東関東自動車道水戸線	市川市原木二五二六番三二から同市原木二五二六番三四まで	前	最大 六四 最小 四五
		後	最大 五六 最小 三六

道路の区域　延長（メートル）　二四〇

○国土交通省告示第百九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日　国土交通大臣　前原　誠司